

相楽広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）概要版

1 条例の一部改正に至る検討経過

相楽広域行政組合※では、組合同規約第3条第3号の規定に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく一般廃棄物のうち、し尿処理施設の設置及び管理運営並びに経営の業務及びし尿処理に関する事務」を5市町村で共同して処理をしています。

し尿収集運搬業務を取り巻く環境は、下水道・浄化槽への切替えによる収集世帯の散在化や近年における人件費や物価の上昇による直接経費の増加に伴う、収集・運搬コストの増加により、非効率化や収集箇所当たりの費用の増加が生じており、特に仮設トイレのし尿くみ取りは、急を要することが多く、通常の定期収集とは別に臨時的にバキューム車を稼働させることとなるため、現状においても非効率な収集業務がさらに非効率となること、仮設トイレも様々な形状があり、1回あたりの収集量が数十リットルとなり、現在のスキームであるし尿くみ取り量（従量制）では、人件費や燃料費を支払うと業として成り立たない状況も生じています。

し尿収集運搬業務については、住民生活に直接影響を及ぼすことから、一日も止めることのできない業務であり、し尿収集運搬業者の経営の安定性を確保することが求められます。このような状況を受け、令和7年7月から本年の7月までの間で構成市町村の衛生主管課長会議を計5回開催し、議論を重ねて参りました。本年の2月には仮設トイレの基本料金の考え方や方向性を各市町村に提示し、4月には、仮設トイレのくみ取りにかかる基本料金の算出方法について事務局で作成した案を各市町村に提示した上で、し尿収集運搬業者との協議を行いました。7月には、仮設トイレの基本料金の定義をし尿収集運搬業者に説明し、各市町村にも7月の衛生主管課長及び8月の幹事会で説明をしました。

この協議内容を踏まえ、8月の本組合理事会において、慎重に審議しました結果、本条例の一部改正（案）を取りまとめました。

※相楽広域行政組合は、地方自治法第285条に基づく複合的一部事務組合です。

2 条例の一部改正内容

(し尿の処理手数料)

ふん尿（家畜のふん尿を除く。）の収集、運搬及び処分

10リットルにつき、143円

ただし、仮設トイレのくみ取りについては、1現場当たり5,000円
(消費税及び地方消費税を除く)の基本料金を別途徴収する。

※改定時期：令和9年4月1日